

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成 27 年 9 月に 13 万人に達し、人口推計では、平成 42 年の 14.5 万人まで増加する見込みをしている。人口構成では、京阪神のベッドタウンであるとともに、工場や大学の立地もあり、周辺地域から就業者や学生を集める雇用や学びの場として特性を持っていることから、大学生や団塊ジュニアと言われる働き盛りの子育て世代も多い。

また、本市の産業構造については、平成 26 年度における民営の事業所数は 5,221 事業所、従業員数は 71,970 人であり、民営の事業所数は「卸売業・小売業」が最も多く、従業員数は「製造業」が最も多いのが特徴であり、市内従業員の約 25%が製造業に従事している。また、本市の民営の全事業所の内、従業員が 100 人未満の事業所は約 98.5%であり、本市は中小企業が集積している地域であるといえる。

本市の中小企業者と滋賀県の中小企業者の設備投資を実施した企業の割合を比較すると当市の方が割合が低く、設備投資を円滑に進められる環境を整備する必要がある。また、多くの業種において人手不足が深刻な課題となっている。

以上のことから、当市の中小企業において先端設備の導入を促進し、労働生産性を向上させることで、人手不足および今後予測される少子高齢化といった課題の解決を図ることを目的とし、計画を策定するものである。

#### (2) 目標

市内企業の技術向上や経営革新を促すとともに、各企業の優れた技術や製品の発信に努める。これを実現するための目標として、計画期間中に 130 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

草津市では、様々な分野における産業構造の高度化を図り、経済の活性化と市民生活の安定に資することを目的としていることから、幅広い分野での労働生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

より幅広く労働生産性の向上を図るため、対象地域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

設備等の種類と同様、草津市では、様々な分野における産業構造の高度化を図り、経済の活性化と市民生活の安定に資することを目的としていることから、幅広い分野での労働生産性の向上を図るため、対象業種・事業ともに限定しない。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・市税の滞納がないこと。